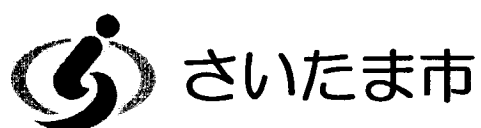


平成19年度  
国の施策・予算に対する  
提案・要望

平成18年7月



さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さいたま市は、理想都市実現に向けて、都市基盤の整備、国際化や情報化への対応など大都市特有の行政需要の増大に対し、事務事業の見直しによる歳出の節減や合理化などに懸命の努力をしているところであります。

しかしながら、本市が個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、少子・高齢化対策や環境問題への対応、安心・安全な都市づくりなどの施策を推進していく上で、国の御支援をいただきたい事項があることから、特に重要度かつ緊急度の高い事項について、提案・要望書としてまとめさせていただきました。

平成19年度の国家予算編成に当たりましては、厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、さいたま市の提案・要望事項につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年7月

さいたま市長 相川 宗一

# 目 次

## 地方分権の推進

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・・・・・・・・ 2
- 2 地方分権の実現に向けた第2期改革の実施について・・・・・・・・ 3

## 安らぎと潤いある環境を守り育てる<環境・アメニティ>

- 3 資源循環型社会の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる<健康・福祉>

- 4 国民健康保険財政の確立について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 社会保険大宮総合病院の存続・機能拡充について・・・・・・・・ 10

## 一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む<教育・文化・スポーツ>

- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・・ 12

## 人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる<都市基盤・交通>

- 7 高速鉄道東京7号線の延伸促進について・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 水質保全上重要な地域における効果的な水質改善について・・・・ 15

## 産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める<産業・経済>

- 9 外国企業誘致地域支援事業の見直しについて・・・・・・・・・・・・ 17

## 安全を確保し、市民生活を支える<安全・生活基盤>

- 10 地震防災対策の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 11 住宅用火災警報器等の設置状況の把握について・・・・・・・・・・ 20

## 目 次 省庁別

### 内閣官房

- 2 地方分権の実現に向けた第2期改革の実施について・・・3

### 内閣府

- 2 地方分権の実現に向けた第2期改革の実施について・・・3
- 10 地震防災対策の充実強化について・・・19

### 総務省

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・2
- 2 地方分権の実現に向けた第2期改革の実施について・・・3
- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・12
- 11 住宅用火災警報器等の設置状況の把握について・・・20

### 財務省

- 2 地方分権の実現に向けた第2期改革の実施について・・・3
- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・12

### 文部科学省

- 6 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について・・・12

### 厚生労働省

- 4 国民健康保険財政の確立について・・・9
- 5 社会保険大宮総合病院の存続・機能拡充について・・・10

### 経済産業省

- 3 資源循環型社会の推進について・・・7
- 9 外国企業誘致地域支援事業の見直しについて・・・17

## **国土交通省**

- 7 高速鉄道東京7号線の延伸促進について . . . . . 14
- 8 水質保全上重要な地域における効果的な水質改善について . . . . . 15

## **環境省**

- 3 資源循環型社会の推進について . . . . . 7

# 地方分権の推進

## 政令指定都市制度の更なる充実について

〔総務省〕

政令指定都市は、大都市特有の様々な需要を抱えておりますが、大都市としての機能や特性を十分に発揮して、その責務を果たしていくためには、大都市の地域性、規模、能力に応じた、その自主性・自立性を高めていくことが重要であります。

また、政令指定都市が制度的に充実し発展することは、周辺自治体を含めた圏域全体を活性化させる原動力となり、ひいては日本全体の活力の増進につながるものと考えます。

第28次地方制度調査会において、道州制に関する答申が出されたところですが、道州制とも密接に関連する大都市制度のあり方については、十分な議論がなされておられませんので、政令指定都市の実情及び意向を十分に確認しながら、今後も継続して議論を進めていただきますよう要望します。

また、政令指定都市が、大都市として自主的かつ自立的な行財政運営を確立するために、権限の拡充とこれに伴う税財源の充実確保を要望します。

### 提案・要望事項

- 1 政令指定都市が、その特性や規模、能力等に応じた行財政運営が実現できるよう、大都市の権限の拡大を図るとともに、これに見合った税財政制度のあり方について検討すること
- 2 大都市制度のあり方について十分な検討を行い、検討に当たっては、機会あるごとに政令指定都市の意見を聴く場を設けるとともに、その意見を尊重すること

〔担当：総務局 改革推進室〕

## 地方分権の実現に向けた第2期改革の実施について

〔内閣官房・内閣府・総務省・財務省〕

地方分権の実現のためには、国と地方の役割分担を明確にし、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与を廃止・縮減し、国庫補助負担金を廃止の上、税源移譲による地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面で地方の自由度を高め、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する必要があります。

平成18年度までの三位一体の改革は、3兆円規模の税源移譲が実現したとはいえ、児童扶養手当や児童手当の国庫負担率引下げなど地方の自由度の拡大につながらないものが国庫補助負担金改革に盛り込まれたことなど、本来の趣旨からは程遠い内容となっており、地方分権を実現するには不十分なものと言わざるを得ません。

去る7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006」において、地方分権に向けて、「関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」とされ、地方分権への取組が方針に盛り込まれたことに一定の評価をしているところです。

さいたま市は、社会保障関係費など義務的経費が年々増大する中、事務事業の見直しや組織機構の改革、定員の縮減等を行い、行財政運営の簡素・効率化に懸命の努力を尽くし、対応しております。本市が政令指定都市としての責務を果たし、地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、地方税財源の充実確保が不可欠であることから、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする真の地方分権改革の実現に向けた第2期改革の実施に当たっては、次のとおり要望します。



## 提案・要望事項

### 1 新分権一括法の早期制定

骨太の方針では、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」とされていることから、国と地方の役割分担を明確化し、平成19年度以降の第2期改革を推進するため、新分権一括法を早期に制定すること

また、地方にかかわる事項についての国と地方の協議の場を、法律により設置すること

### 2 税源移譲について

骨太の方針では、「交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る」とされていますが、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するためには、税源移譲による税源配分の見直しが不可欠であることから、次のとおり進められるよう要望します

(1) 国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲の一体的な見直しを図ること

(2) 税源移譲の税目は、変動性・偏在性が小さく、安定した消費税などとする

(3) 国・地方間の税源配分を是正し、地方税中心の歳入構造とするため、税源配分は、国と地方の歳出比である4:6を目指し、当面1:1とする

### 3 国庫補助負担金の改革について

骨太の方針では、「国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」とされていることから、次のとおり国庫補助負担金の廃止と税源移譲による税源配分の見直しを一体的に進められるよう要望します

(1) 国庫補助負担金は、新分権一括法の早期制定により国と地方の役割分担を明確化し、生活保護費など真に国が義務的に負担すべき分野を除き、原則として廃止の上、税源移譲を進めること

(2) 平成17年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分について早期に実施すること

その際には、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎない国庫補助負担金の廃止・縮減は、決して行わないこと

(3) 交付金化された国庫補助負担金については、国の関与が依然として残ることから、廃止の上、税源移譲を進めること

(4) 維持管理に係る国直轄事業負担金については、本来管理主体が維持管理費を負担すべきであり、地方公共団体に財政負担させることは極めて不合理であり、早急に廃止すること

#### 4 地方交付税について

骨太の方針では、地方交付税について、「現行法定率は堅持」し、「適切に対処する」とされており、地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする地方固有の財源であることから、地方交付税改革に当たっては、地方のあるべき行政サービスの水準を確保できるよう、地方からの意見を十分踏まえ、次のとおり進められるよう要望します

- (1) 地方交付税は、地方固有の財源として地方公共団体の基礎的な経営に必要な財源を保障するものであり、その所要額を確保すること
- (2) 国による関与や義務付けの見直しを行わないまま、単に人口・面積による簡素な算定方法への見直しは行わないこと  
また、人口構成の差、地理的条件等の違いを考慮して地方公共団体間の公平を確保することにも十分留意すること
- (3) 地方財政の安定的な運営を図るため、地方交付税を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れるものとする制度改革を行うこと

#### 5 政策金融改革について

骨太の方針では、政策金融改革について、「行政改革推進法」等に基づき、平成20年度の新体制への移行に向けて着実に進める」とされ、「政策金融改革に係る制度設計」が示されたところですが、市民生活に不可欠な上・下水道、病院をはじめとする公共施設整備を円滑に実施できるよう、次のとおり進められるよう要望します

- (1) 公営企業金融公庫の廃止後においても、長期・低利の資金を安定的に供給できる機能を引き続き確保するため、全国ベースの共同資金調達機関として地方公共団体により構成される公法人等の設立など新たな法的な枠組みを構築すること
- (2) 債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等、現在の公営企業金融公庫の財政基盤について、新たな組織へ確実に承継させ、地方へ新たな負担を求めることがないようにすること

〔担当：財政局 財政部 財政課〕

安らぎと潤いある環境を守り育てる

<環境・アメニティ>

# 資源循環型社会の推進について

〔環境省・経済産業省〕

国においては、循環型社会の構築に向け、循環型社会形成推進基本法が平成13年に施行されたのをはじめ、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の諸法が順次施行されましたが、事業者、地方自治体、国民の適正な役割分担が明確にされていない等、多くの課題が残されております。

具体的には、スプリング入りマットレス等の適正処理困難物について、製造業者による適正処理ルートが確立されていないため、収集・処理に関しては全て市の負担となっております。また、適正な処置をされずに排出されたスプレ缶等による収集車両の火災事故が後を絶たず、対応に苦慮しております。さらに、不法投棄された家電4品目の回収及び処理費用についても、製造業者による回収ルートが確立されていないため、全て市の負担となっております。

つきましては、基本法の趣旨に基づき、事業者についても一定の負担を求める拡大生産者責任を踏まえた上で、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を更に推進すべく、事業者、地方自治体、国民の適正な負担を定めた法体系を整備するよう要望します。

また、家電リサイクル法については、法律の施行後5年経過時に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることから、これを踏まえた評価・検討も併せて要望します。

## 提案・要望事項

- 1 爆発・火災等の危険性や有害性を有する製品及び物理的形狀等の理由により処理が困難な製品について、事業者による引取及び処理の法的な義務付けを行うこと
- 2 家電リサイクルの円滑な推進を図るため、製造業者による回収ルートを確認し、また、リサイクル料金の前払い方式への変更、グループ別の廃止、指定引取場所の増加、指定品目の拡大等、円滑なリサイクルルートの構築を目指した法整備を行うこと

〔担当：環境経済局 環境部 廃棄物政策課〕

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる

<健康・福祉>

# 国民健康保険財政の確立について

〔厚生労働省〕

国民健康保険は、高齢者や低所得者層の加入割合が高く、財政基盤が脆弱である上、医療費の増加とこれに伴う保険料負担の増大が進み、保険者と被保険者の負担は、過重なものとなっています。

今回の医療制度改革において、後期高齢者医療制度の創設をはじめ、自己負担の見直しなどの短期的な対策や、特定健診・特定保健指導などの中長期的対策のほか、高額医療費共同事業の拡大、保険者支援制度等の継続などが行われることとなりました。

また、国民年金法等の一部を改正する法律案には、国民年金未納者に対して、国民健康保険の短期被保険者証を発行することなどが盛り込まれております。

しかしながら、いずれも国民健康保険制度の構造的問題を解決するものではなく、医療保険制度の一本化への道筋も示されないなど、長期的な安定運営のための抜本的な改革には至っていない状況にあります。

つきましては、国民健康保険制度の安定化に向けた取組を強く要望します。

## 提案・要望事項

- 1 国民健康保険制度が長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化などの医療保険制度改革を早急に実現すること
- 2 後期高齢者医療制度の財源配分に当たっては、高齢者や低所得者の加入割合が高い国民健康保険に対し、過重な負担とならないよう配慮すること
- 3 新たな生活習慣病予防のための取組等の経費については、被保険者や保険者に新たな負担が生じないように、必要な人的、財政的措置を講ずること
- 4 国民年金未納者に対する国民健康保険の短期被保険者証の発行及び納付受託については、具体的な事務処理及び十分な財源措置等に関し、万全の対策を講ずるとともに、実施を見合わせる市に対して交付金の減額等の制裁措置を行わないこと
- 5 地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合における国庫負担金の減額調整措置を早期に廃止すること

〔担当：保健福祉局 福祉部 国保年金課〕

## 社会保険大宮総合病院の存続・機能拡充について

〔厚生労働省〕

社会保険大宮総合病院は、永年にわたり地域密着型の中核的病院として重要な役割を担っており、欠くことのできない医療機関となっております。

このような中、国において「社会保険病院の在り方の見直し」の方針が発表されたことにより、市民は社会保険大宮総合病院が廃院になり、地域医療が低下してしまうのではないかという大きな不安を抱いており、社会保険大宮総合病院を存続することについて強く望んでおります。

また、近年は少子・高齢化の進展等により、医療に対する市民のニーズは更に高まっており、小児医療等の機能を拡充することについての要望も強くなっております。

さいたま市では、これらの市民からの強い要望に対して、地域医療の確保のため、社会保険大宮総合病院の存続に向けて、地元の大宮医師会の協力のもと、市民や市議会とともに全力を挙げて取り組んでおります。

つきましては、社会保険大宮総合病院が地域医療の確保のために極めて重要であることから、引き続き医療を展開すること及び小児医療等の機能の充実を図ることについて要望します。

### 提案・要望事項

- 1 さいたま市北部地域の中核的医療機関としての役割を担っている、社会保険大宮総合病院を継続して運営すること
- 2 市民のニーズが高い、小児医療等の機能の強化を図ること

〔担当：保健福祉局 保健部 健康増進課〕

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む

＜教育・文化・スポーツ＞



# 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について

〔総務省・財務省・文部科学省〕

さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでおります。

義務教育費国庫負担制度については、平成17年11月の政府・与党合意において、小・中学校の国庫負担金の割合が2分の1から3分の1にすることが決定され、平成18年3月の国会において義務教育費国庫負担法が改正されました。

真の分権型社会を実現するためには、学級編制及び教職員定数に係る権限等、道府県の諸権限を政令指定都市に移譲するとともに、税源移譲による地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

つきましては、義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員給与負担制度の見直しについては、地方に負担転嫁することのないように、その所要全額について税源移譲による財源措置を講ずることを要望します。

## 提案・要望事項

- 1 義務教育費国庫負担金制度については、今後とも地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」を真摯に受け止め、引き続き制度のあり方を検討するとともに、国庫負担制度の見直しに当たっては、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける、給与費負担の政令指定都市への移管は、学級編制や教職員定数及び教職員配置等の包括的な権限移譲を前提に、その所要全額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずるとともに、今後急激に増加する退職手当所要額についても財源措置を講ずること

〔担当：教育委員会 学校教育部 教職員課〕

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる

**<都市基盤・交通>**

# 高速鉄道東京7号線の延伸促進について

〔国土交通省〕

高速鉄道東京7号線は、運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月27日）により、「浦和美園駅から岩槻、蓮田までの区間が平成27年までに開業することが適当な路線」と位置付けられています。

当路線は、延伸されることにより、首都圏の放射状路線である高速鉄道東京7号線と環状路線である東武野田線とが結節され、都心中央部と埼玉、神奈川の一都二県を南北に結ぶ機能の強化が図られるとともに、首都圏の鉄道ネットワークの高質化に資する路線として期待されています。

また、さいたま市の副都心として位置付けている美園地区と岩槻地区の連携が強化されることで、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」を目指す本市の新たな交通ネットワークが形成されることとなります。

本市は、高速鉄道東京7号線の先行整備区間（浦和美園～岩槻）の延伸に向け、沿線のまちづくり、交通ネットワークの強化、財源の確保、事業手法・事業主体の検討などの課題解決に向けた取組を埼玉県と共同で行っているところであります。特に、本事業の成立には、多額の資金が必要となることから、昨年8月に施行された都市鉄道等利便増進法の適用が不可欠であります。

さらに、鉄道整備に際しましては、沿線のまちづくりや下水道・道路などの都市基盤整備に多額の地方負担が生じますことから、国の補助制度の拡充と地方負担額に対する財源措置についてご検討いただきますよう要望します。

## 提案・要望事項

- 1 高速鉄道東京7号線の延伸に向けた取組に対して支援を行うこと
- 2 都市鉄道利便増進事業などの補助制度の拡充を含めた、財政支援を講ずること

〔担当：政策局 政策企画部 地下鉄7号線延伸対策課〕

## 水質保全上重要な地域における効果的な水質改善について

〔国土交通省〕

大都市における下水道普及は、社会資本整備の中でも根幹的なものと位置付けられています。近年、特に環境問題がクローズアップされる中、閉鎖性水域である東京湾が最終放流先となるさいたま市では、公共用水域の水質改善に向けての取組が最優先課題であります。

本市は、公共下水道整備の推進により市内河川の水質浄化が着実に進み、河川22箇所の調査地点のうち、現在12地点で水質汚濁防止法に定めるBOD（生物化学的酸素要求量）の水質環境基準を達成していますが、残る地点における基準達成が喫緊の課題となっています。

閉鎖性水域など水質保全上重要な地域における水辺環境の再生は、短期間に処理人口の普及拡大を図ることが効率的であることから、年間1万人以上の処理人口が整備可能な都市を対象とした支援制度を創設するよう要望します。

### 提案・要望事項

- 1 閉鎖性水域など短期間で効果的な水質環境改善を図るため、大都市を対象とする、処理人口1万人以上などを条件とした公共下水道整備のための新たな支援制度を創設すること

〔担当：建設局 下水道部 下水道計画課〕

産業の活力を高め、躍動する都市づくりを  
進める

＜産業・経済＞

## 外国企業誘致地域支援事業の見直しについて

〔経済産業省〕

国においては、対日投資残高の倍増を目指し、「対日投資促進プログラム」に基づく各種施策が展開されているところであります。

さいたま市においても、平成17年度に経済産業省の「外国企業誘致地域支援事業」の採択を受け、埼玉県及びさいたま商工会議所との三者協働により、外国企業誘致の取組を実施してまいりました。

この事業において、本市は姉妹都市のピッツバーグ市を含む米国ペンシルバニア州や隣接するオハイオ州の企業などの発掘や招へい活動を行い、その結果、研究開発型企业への訪問や技術交流セミナーの開催などを通じて、対日投資のきっかけづくりになったものと考えております。

外国企業の立地実現には、立地環境に関する情報発信、関心企業の発掘と招へい、フォローアップ、立地支援などの各取組を中長期的に行うことが必要であります。

つきましては、外国企業の立地実現に向けた取組が外国企業誘致の実態に即し、より実効性のあるものとするため、制度運用等の見直しを要望します。

### 提案・要望事項

- 1 外国企業誘致地域支援事業について、事業期間を単年度ではなく、複数年度の実施が可能となるよう制度の見直しを図り、継続的な取組ができるようにするとともに、今後とも地方自治体の要望に応えられるよう制度の充実を図ること

〔担当：環境経済局 経済部 産業展開推進課〕

安全を確保し、市民生活を支える

＜安全・生活基盤＞

## 地震防災対策の充実強化について

〔内閣府〕

さいたま市を含む南関東地域は、直下地震等の大地震の切迫性が指摘されており、人口が集中し、政治、経済の中核機能が集積された地域であることから、大地震が発生した場合の被害は計り知れないものになることが予想されます。

また、中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会の被害想定においても甚大な被害の発生が予想されております。

こうした状況の中、災害の被害を最小限にするため、本市では自主防災組織の育成・支援や、防災訓練を実施しているほか、広域防災体制の整備として、「八都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し「八都県市広域防災プラン」を策定するなど地震防災対策の推進を積極的に図っているところです。

しかしながら、市単独での施策や八都県市の対策だけでは一定の限界があるため、国における地震防災対策に関する施策の一層の充実強化について要望します。

### 提案・要望事項

- 1 首都直下地震では、膨大な数の帰宅困難者の発生が予想されるため、これら帰宅困難者に対する諸施策のより一層の充実を図ること
- 2 被災者の住宅再建に関する有効な諸施策を推進するとともに、制度の充実を図ること

〔担当：総務局 危機管理室〕



## 住宅用火災警報器等の設置状況の把握について

〔総務省〕

平成18年6月1日から施行された、住宅用火災警報器等の設置制度においては、既存住宅に関する設置届出や検査が義務付けられていないため、現状において設置状況の把握が困難な状況にあります。

安心・安全に対する市民の関心は高まっており、消防行政施策の推進において、設置状況の把握と必要な情報提供は重要なものであります。

つきましては、正確性が確保され、かつ精度の高い統計により、各市町村単位の設置状況を把握できる制度の確立を要望します。

また、住宅用火災警報器等の設置の必要性、有効性を広く市民に周知するため、国においても各種マスメディアを利用した啓発事業を積極的に推進することを要望します。

### 提案・要望事項

- 1 住宅用火災警報器等の設置状況（普及率）を市町村ごとに把握できる制度を確立すること
- 2 国においてマスメディア等を利用した啓発事業を積極的に進めること

〔担当：消防局 警防部 予防課〕